

学校給食費に係る取り扱いについて

1 返金対象の起算日

- 欠食期間及び返金対象期間の起算日は、欠食届の提出（連絡）があった日の翌日です。
ただし、あらかじめ欠食届の提出があった場合は、届け出により指定した日を起算日とします。

2 欠食期間について

- 欠食届の提出（連絡）があった日の翌日から**連続5日以上欠食する場合**を欠食期間とします。

3 返金対象期間について

- 欠食届の提出（連絡）があった日の翌日を起算日とし、**欠食期間の3日目以降を返金の対象期間**とします。
(欠食届から4日目以降)

〈対象となる最小の期間（5日間）〉

0日間	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)
届出日	届出の翌日						
欠食期間（連続5日以上）							
	(起算日) ① 休	② 休	休業日	休業日	③ 休	④ 休	⑤ 休
返金対象期間（欠食期間の3日目以降）							
	(起算日) ①	②	休業日	休業日	③ 返金	④ 返金	⑤ 返金